

ID: 140

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の準用)		
例 規 番 号	昭和61年条例第22号		
【根拠条文】 (準用) 第12条 3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。 4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。 別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係) 1～3の表 (省略) 4 自動車保管場所			
保管場所		使用料月額 円	
改良住宅(上宮川町、宮塚町)		8,000	
 別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係) 1～3の表 (省略) 4 自動車保管場所			
保管場所		使用料月額 円	
若宮町住宅(入居者による使用)		8,000	
若宮町住宅(入居者以外の者による使用)		13,000	
【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の規定による。 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			

設 定 年 月 日	平成29年1月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日